

# グローバル法学科の法学教育および 学科広報におけるSDGsの活用

蛭原 健介

## 1 はじめに——グローバル法学科とSDGs

2018年4月に明治学院大学に開設された法学部グローバル法学科は、2021年度に完成年度を迎え、2022年3月に初めての卒業生を送り出した。学科開設時にはまったく予想だにできなかったCOVID-19の世界的な感染拡大により、2年次秋学期のカリキュラム留学は、2020年度および2021年度の2年にわたって中止に追い込まれた。2022年度は留学実施に向けて準備を進めているが、昨今の国際情勢もあり、以前に比べて著しく困難をともなうものとなっている。海外留学の実施にたえず不確かさがともなう状況の中、学科の完成年度を迎えての記念行事として、グローバル法学科の広報担当教員を中心に、SDGs（持続可能な開発目標）をテーマにかかげた連続模擬授業をオンラインで開催し、主として高校生を対象に参加を呼びかけることとした。海外留学にとどまらない、本学科の特色ある教育を広く知ってもらうことがそのねらいである。

これまで、グローバル法学科では、“Do for Others”という明治学院大学の教育理念のもとで、「柔軟な異文化理解力」と「実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「法的な解決能力」を駆使して、さまざまな分野で「グローバル人材」として活躍することのできる人材の育成をめざしてきた。卒業の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）においては、以下の能力を身につけることが要件とされている。

### (1)柔軟な異文化理解力

- ①自文化とは異質な文化および価値観を互いに対等な立場で柔軟に理解する能力
- ②グローバルな視野に立って考え行動する能力

### (2)実践的なコミュニケーション能力

- ①外国語、日本語を問わず、言語を用いて自らの考えを表現できる実践的な能力
- ②様々なメディアやIT技術を活用して効果的に情報を伝えることのできる能力
- ③自分のアイデンティティを維持しながら、異質な文化に属する他者に対して自分の意見を的確に発信しうる能力

### (3)法的な解決能力

- ①グローバルに展開される経済活動、文化活動、政治活動などにおいて生じる問題を法的側面から捉え、法的な視角から事象分析し、法的な論点を整理し、法的知識を駆使しながら問題を解決する能力

- ②国や地域によって異なる政治や法文化の中で、グローバルな諸活動が直面する法の抵触や紛争に対して、国際法をはじめとする適用可能な共通基準を見いだして行く能力

グローバル法学科では、以上のような能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成を教育目標としてきた。ここで強調しておきたいのは、このような人材は、サステナブルな社会の担い手としても大いに活躍する可能性を秘めている点である。実際、SDGs達成のための課題は、グローバル法学科の教育で取り扱っている問題と重なることが少なくない。気候変動の問題がその典型であろう。また、本稿で紹介するように、筆者が15年以上前から研究・教育に取り組んできたワイン法もそうである。したがって、グローバル法学科で学ぶ学生たちは、学科の教育を通して、はからずもSDGs達成のための課題を、グローバルな視点から、あるいは、法的な観点から検討することを求められているのである。

2015年にSDGsが採択されて以来、日本の中学校や高等学校では、SDGsを取り入れた授業が展開されており、中学生や高校生たちの関心も高まっている。そこで、大学における教育との接続を意識しつつ、グローバル法学科の存在を知ってもらう機会として企画したのが今回の「SDGsリレー模擬授業」であった。

## 2 SDGsリレー模擬授業

明治学院大学広報課が刊行する「白金通信」2021年冬号（No.509）では、「明治学院大学とSDGs」という特集が生まれ、SDGsに関するグローバル法学科の授業として、鶴田順准教授が担当する「グローバル法入門1」が取り上げられた。この科目は、グローバル法学科1年次春学期の必修科目に位置づけられており、「日本法入門」や「グローバル社会と私法」とともに、グローバル法学科の学生全員が入学直後から受講する重要な講義のひとつである。授業では、履修者が自ら関心があるSDGsのターゲットを選び、既存の国際条約との関係を整理し、検討することによって、国際社会が抱える問題状況を明らかにし、国際規範を通じた問題状況の改善・克服の可能性を考える学びが展開されているという。その他の授業やゼミ、卒業論文においても、直接的または間接的にSDGsを取り扱う学生は少なくない。

グローバル法学科の専門科目の多くにおいて、SDGs達成のための課題が、間接的な形であるにしても取り上げられていることは、学科の特色として打ち出しうるものと考えられる。4人の教員によるリレー模擬授業は、まさにその実験の場たるものとなった。

リレー模擬授業は、Zoomを使い、2022年1月29日、2月5日、2月12日、2月19日の全4回、土曜日の午後に実施することとした。主として高校生向けの模擬授業という性格上、時間は45分間とした。授業テーマは、以下のとおりである。

第1回（1月29日）陸の豊かさと気候変動からワイン法を考える／蛭原健介 教授

第2回（2月5日） ESG投資と気候変動／阿部満 教授

第3回（2月12日）海の生物資源の保全と持続的な利用／鶴田順 准教授

第4回（2月19日）SDGsと国際私法／申美穂 准教授

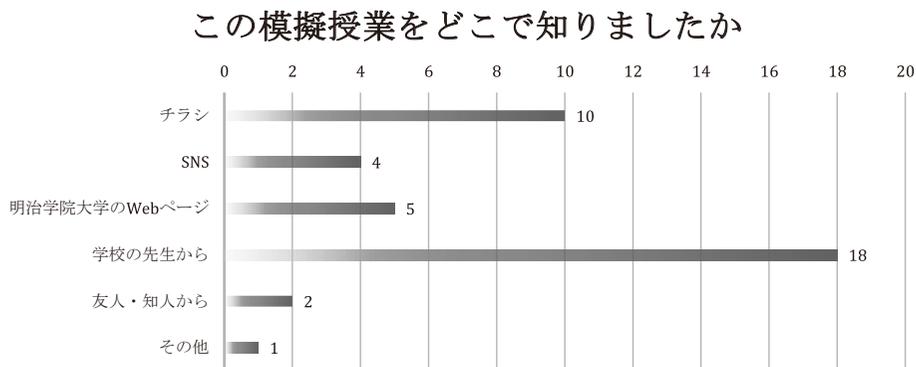
2021年12月に、全国の高校680校程度にチラシを発送した（グローバル法学科のカリキュラム改革に関するチラシと同時発送）ほか、明治学院大学公式サイトにおける告知やプレスリリースも行った結果、最終的には140件を超える申込があった（若干の重複申し込みを含む）。高校からの団体視聴の申込みや、同一の高校に在籍する多数の生徒が受講を申込み例もみられた。下記の受講者アンケートの結果から推測するに、おそらく教員側から、生徒に対して参加の呼びかけがあったものと思われる。

申込者は、高校2年生がもっとも多く、グローバル法学科の特別入試合格者、明治学院大学の在學生、卒業生、港区チャレンジコミュニティ大学の受講生のほか、一般の方からの申込みもかなりの数に上った。なお、実際を受講者の数は、30回線から70回線ほどであった。時間の制約があることから、リアルタイムでチャットや発話による質問を受けつけることはできなかったが、最終回の終了後にMicrosoft Formsによる受講者アンケートを実施し、授業内容について質問する機会を設け、新たに運用を開始した「グローバル法学科公式note」<sup>1</sup>に担当教員の回答を掲載することとした。

### 3 受講者アンケートの分析

第4回（2月19日）の授業終了後、オンラインで実施した受講者アンケートは、締切の3月15日までに合計37件の回答を得ることができた。第2回以降の実際を受講者数が毎回40名前後であったことからすると、毎週継続的に参加していた受講者の大半が回答したと思われる。

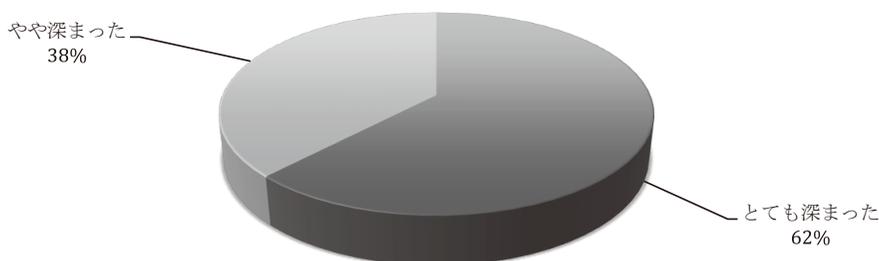
アンケートの質問項目「この模擬授業をどこで知りましたか」に対する回答（複数選択可）は、「学校の先生から」が圧倒的に多く（18件）、次いで「チラシ」で知った（10件）という回答が多かった。いずれも、明治学院大学のWebページ（5件）およびSNS（4件）を大きく上回った。「学校の先生」も、高校に送付されたチラシを介してこの模擬授業の開催を知ったものと推測されることから、コロナ禍にあってもチラシによる広報は依然として重要であると考えられる。



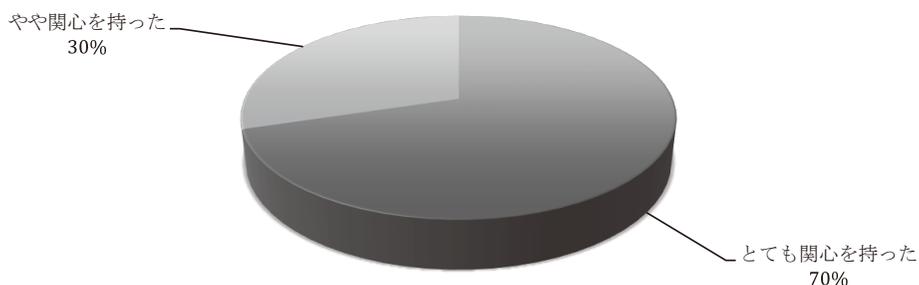
質問項目「SDGsや授業のテーマについて、認識が深まりましたか」に対する回答は、「とても深まった」が62%、「やや深まった」が38%であり、「あまり深まらなかった」と「深まらなかつ

た」はゼロであった。また、「SDGs模擬授業に参加したことで、SDGsや授業のテーマについて関心を持ちましたか」に対する回答については、「とても関心を持った」が70%、「やや関心を持った」が30%、「あまり関心を持てなかった」と「関心を持てなかった」はゼロであった。4回にわたる連続講義で、ほとんどの受講者がSDGsや授業のテーマについて関心を高め、認識を深めることができたという結果を得ることができたのは幸いである。

### SDGsや授業のテーマについて、 認識が深まりましたか



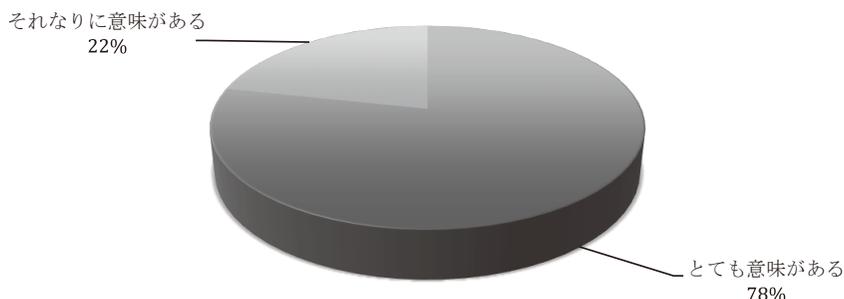
### 「SDGs模擬授業」に参加したことで、SDGsや 授業のテーマについて関心を持ちましたか



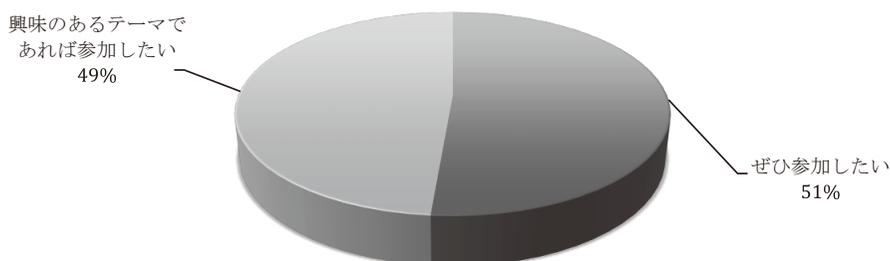
質問項目「グローバル法学科がSDGs模擬授業を行うことについて、どう思いますか」については、「とても意味がある」とするものが圧倒的で78%に達し、「それなりに意味がある」は22%、「あまり意味がない」と「意味がない」はいずれもゼロであった。「今後、このような模擬授業が開催されるとしたら、また参加したいですか」については、「ぜひ参加したい」が51%、「興味のあるテーマであれば参加したい」が49%、「どちらともいえない」と「参加しない」はゼロであった。この結果から、回答者の多くが、今後も同様の模擬授業の開催を期待しているものと考えられる。

このほか、任意回答の質問項目として、「今、もっとも関心があるSDGsの目標・ターゲットは何ですか」および「今後、模擬授業で取り上げてほしいテーマがありましたらお聞かせください」を設定したところ、さまざまな回答が寄せられた。

## グローバル法学科が「SDGs模擬授業」を行うことについて、どう思いますか



## 今後、このような模擬授業が開催されるとしたら、また参加したいですか



授業時間については、主に高校生の参加を前提として、通常のオープンキャンパスの模擬授業と同じ45分に設定したため、一般の参加者からは物足りなさを指摘する意見が寄せられた。将来的には、より専門性を高めた一般向けのオンライン公開講座などの開催を検討してもよいであろう。

## 4 法学教育におけるSDGsの活用

### (1) ワイン法

筆者は、このSDGs模擬授業において「陸の豊かさと気候変動からワイン法を考える」をテーマとする45分間の講義を行った。ワイン業界においては、SDGs採択以前から、持続可能なワイン産業への関心が高まっており、とりわけ海外の生産国では、目標達成のためのさまざまな施策がとられてきた<sup>2</sup>。しかし、いまだワインを飲んだこともない高校生を相手に、わずか45分間の授業で、そのすべてを論じることは到底不可能である。したがって、模擬授業では、対象を主に気候変動への対策と陸の豊かさに絞つつ、ワイン法ゼミの学生に、2021年度の「高輪地区ホップコミュニティ活動」(JR東日本や地域の企業・学校等とともに、ホップを栽培し、ビールを造っていくことで、人びとの交流を深める活動。2021年度は本学社会連携課とワイン法ゼミが参加し、

## 研究ノート

白金キャンパス内でホップを栽培・収穫するとともに、ビールラベルのデザイン、ポスター制作、アンケート実施によるラベル選定等を行った）とゼミ論文の内容について話してもらうことにした。一方的な講義に終始するよりも、実際に本学で学ぶ学生に登場してもらい、対談形式で進めていく方が、参加者の関心や理解が深まり、印象に残すことができるのではないかと考えたからである。

ワインは、日本を含むさまざまな国で生産されているが、SDGs達成に向けてもっとも熱心に取り組んでいるのはEU諸国であろう。最近では、EUの地理的表示ワインの生産基準に、品質要件のみならず、環境保全に関する基準を取り入れようとする例が見られる<sup>3</sup>。フランスでは、2018年10月30日法により、原産地呼称・地理的表示ワインについて、生産者に環境基準を順守させる規定を2030年までに生産基準に盛り込むことが決まった。これを受けて、フランスの各産地で、生産基準の改定や環境認証の取得に向けた動きが活発化している。たとえば、AOCボルドーおよびボルドー・シュペリウールでは、2019年の生産基準の改定において、区画全体を化学的に除草することの禁止、農薬散布の頻度の計算および記録、枯れた株を区画内に保管することの禁止が規定された。また、AOCサンテミリオンでは、AB（有機農法）証明書、国が認めた一定レベルの環境認証、または、それに相当する民間の環境認証を取得することが、2023年以降義務付けられることとなった。同じくボルドー地方のAOCメドック、オー・メドック、リストラック・メドックなども、こうした環境認証の取得を義務付ける方針を表明しているという。消費者側も、オーガニック農法で栽培されたブドウを原料とするワインを選択する動きがあり、サステナブルなワインに対する関心や需要は、今後も高まっていくものと思われる。

## (2)憲法

以上のようにワイン法とSDGsは容易に結び付けることができるが、かならずしも多くの学生が履修する科目ではなく、履修者の数は限られている。筆者が担当する科目の中でもっとも履修者の多いものは、1年次または2年次の憲法である。たまたま筆者の憲法のクラスには、SDGsに対して高い関心をもつ履修者が多かったため、2021年度の秋学期には、実験的に、SDGsを取り入れた授業の展開を試みることにした。

憲法1-2の授業では、主として基本的人権に関する個別的な問題を取り扱うこととなっている。日本国憲法が人権を支える根本的な価値と位置づける「個人の尊重」あるいは「個人の尊厳」は、SDGsの「だれ一人取り残されない」という基本理念と関連付けることができるであろう<sup>4</sup>。そこで、学期末の最終課題のひとつの選択肢として、憲法と結びつけながらSDGs達成のための課題を論じさせることにした。

また、憲法1-2では、外務省による外交講座も開催し、「日本の人権外交」をテーマに外務省総合外交政策局人権人道課主査の増島祥氏に特別講義をお願いした。従来の憲法の授業では、もっぱら、公権力と個人との間における人権の問題のみを重点的に取り扱い、「ビジネスと人権」をめぐる問題はほとんど取り上げることがなかったため、人権外交の最前線で活躍されている方の特別講義は、学生にとって貴重な学びの機会となったようである<sup>5</sup>。

### (3)食文化と法

食文化と法の授業においても、ワイン法や憲法同様、SDGsを取り入れた授業の展開が可能である。2021年12月には、オーストリア大使館商務部上席商務官の松本典子氏をゲストに迎え、「オーストリアの食文化と法」をテーマとする特別講義を行っていただく機会に恵まれたが、その際、オーストリアにおける有機農業について言及があり、この話題に興味を持つ学生が少なくなかった。オーストリア農林省によると、2019年時点で、有機農法で栽培している農家数は農家全体の22.2%、有機栽培用の農地面積は農地全体の26.1%に及ぶという。全農業に占める有機栽培の割合は、農家数、農地面積ともに、EUの中でオーストリアがもっとも高いといわれている<sup>6</sup>。

また、農林水産省公式サイト「SDGs×食品産業」で紹介されている取り組み事例などを素材にして、SDGsを学ぶ機会を設けることもできるであろう。このサイトにおいて、農林水産省は、食品産業がSDGsに取り組むべき理由として、以下の3つをあげている<sup>7</sup>。第一の理由は、事業を通じたSDGsの達成を食品産業に促すねらいがあり、食品産業は、さまざまな栄養素を含む食品を安定供給することで、SDGsがめざす豊かで健康な社会に貢献できる産業であることが説明されている。第二の理由は、SDGsが達成されなければ事業の将来が危ないという認識にもとづく。食品産業は、多くの自然資源と人的資源に支えられて成立しており、SDGsが達成されずに環境と社会が不安定になることが、ビジネス上のリスクに直結するほか、日本が人口減少と超高齢化社会を迎える中で、継続的に事業の担い手を確保するためには、多様な人材が活躍できる仕組みとイノベーションが不可欠であることなどが指摘されている。そして第三の理由は、SDGsの達成に貢献できる企業であるかどうか問われるようになったことにあり、「ESG投資」や「エシカル消費」のほか、人権・労働環境などの社会問題への配慮を取引先の選定や購入の基準とする「持続可能な調達」にもかかわる。このほか、食品ロス問題についても、学生たちの関心が比較的高いことから授業で積極的に取り入れていくことを検討してみたい。

## 5 おわりに

最後に、次の2点を課題として提示し、本稿のまとめにかえさせていただきたい。

まず、SDGsの活用の仕方についてである。周知のように、SDGsは「現代のアヘン」ともいわれており、これに依存し続けることについては学科内でも異論がある。グローバル法学科の認知度を上げていくためには、SDGsにのみ頼るのではなく、並行して、他の魅力も探求し、積極的に展開していくことが不可欠であることはいままでもない。とはいえ、SDGsについては、高校側でも積極的な取り組みが進められており、関心をもつ高校生たちも少なくないことから、これを手掛かりに、高大接続を試みる価値は大いにあるものと考えられる。他大学の試みを参考にしながら、グローバル法学科で提供している科目とSDGsとの対応関係を視覚化するような工夫ができれば、より効果的であろう。

もうひとつは、授業の形態についてである。大学公式サイトでは、オンデマンド形式の模擬授業を視聴できるようになっているが、いつでも視聴できるがゆえに、かえって視聴回数が伸び悩む傾向がみられる。また、オンデマンド形式は、高い完成度が求められるため、教員側の負担が大きいといった難点もある。今回、あえてリアルタイム形式に拘ったのは、イベント性が強まり、

## 研究ノート

受講生にも集中力をもって視聴してもらえないのではないか、同じ時間を共有することで受講者と講師との距離を少しは縮めることができるのではないかと考えたからである。もっとも、2022年3月に来校型・オンライン型を併用する形で開催されたオープンキャンパスでは、来校型イベントに申込者が集中する傾向がみられ、オンライン型イベントへの申込みは低調であった。グローバル法学科では、4年生2名（うち1名は遠隔参加）と2年生1名の在学生の協力を得て、カリキュラム留学、学科での学び、学生生活、ボランティア活動などを語るトークイベントを教室で行ったが、アンケートを見る限り、来校参加者およびオンライン参加者の満足度はいずれも高いものであったように思われる。コロナ禍において受験生との接触が限られるなかで、さまざまな手法やツールを活用しながら学科の広報活動を展開していくことが求められるといえよう。

- 
- 1 明治学院大学法学部グローバル法学科公式note <https://note.com/mgugls/>
  - 2 詳しくは、蛭原健介「SDGsからみるワイン法」ワイナート108号98頁以下参照。
  - 3 EU諸国、とくにフランスにおける取り組みを紹介するものとして、安田まり「持続可能なブドウ栽培へ」明治学院大学法律科学研究所年報36号、児玉徹「フランスのワイン産地における環境保全型の地域ブランド政策」物流問題研究69号のほか、蛭原健介「地理的表示による日本ワインの産地ブランド形成」明治学院大学法学研究112号21頁以下も参照。
  - 4 なお、ジュリスト1566号の特集「SDGsと企業・社会」において、SDGsと人権をテーマに取り上げた論文が掲載されている。
  - 5 外務省webページ「令和3年度（2021年度）外交講座 明治学院大学」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/dpr/page22\\_003773.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/dpr/page22_003773.html) なお、本稿におけるwebページの最終閲覧日はすべて2022年3月31日。
  - 6 JETRO地域・分析レポート「知られざる有機農業先進国（オーストリア）」（2021年1月15日掲載）<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/d64243ba5a1c4fcc.html>
  - 7 農林水産省webページ「SDGs×食品産業」<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sdgs/index.html>